

千葉市中央区選挙管理委員会告示第1号

令和5年4月9日執行予定の千葉市議会議員一般選挙及び千葉県議会議員一般選挙に伴い、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成4年政令第352号）第1条公職選挙の規定により、本区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和5年3月1日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 増田昌彦

登録の移替えを延期する期間

令和5年3月10日から令和5年4月9日まで